

大阪府大学生等若者に対する食費支援事業実施要綱

第1 目的

物価高騰の影響が長期化している中、特に生活に直結する食料品の高騰により家計の負担が増大している。子育て世帯に準じて強く影響を受ける大学生等若者を支援するために、大阪府の全ての大学生等若者に米又はその他食料品を給付することにより、食費の負担軽減を目的とする。

第2 対象者

1 要件

本事業における対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において、大阪府内の市町村に居所を有する者及びこれに準じる者。
- (2) 平成15年4月2日以後平成19年4月1日までに生まれた者。

2 対象から除外される要件

第2の1の要件に該当する者のうち、次のいずれかに該当する者は、大学生等若者に対する食費支援事業（以下「本事業」という。）における対象者とししない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- (3) すでに給付決定された対象者と同一の者

第3 給付の申請手続き

1 申請手続者

対象者本人とする。但し、対象者自らが申請手続きを行なうことが困難な場合は、成年後見人等が代行して申請手続きを行うことができる。また、対象者が、児童福祉施設等（別表1に掲げるものに限る。以下、同じ。）又は里親（別表2に掲げるものに限る。以下、同じ。）へ措置等がなされている場合、対象者本人の同意の下、施設の長又は里親（以下「施設長等」という。）が申請手続きを行うことができる。

2 申請手続き

- (1) 対象者は、知事が指定するインターネット上の申請システム（以下「申請システム」という。）を利用することにより申請手続きを行う。第3の1の但し書きの場合は、(2)の手法で申請するものとし、申請手続者が施設長等の場合は、第3の3に掲げる方法によることとする。
- (2) 申請システムを利用できる環境にない場合等は、給付申請書（様式第1号）を郵送で提出することにより申請手続きを行うことができる。但し、給付申請書（様式第1号）を複写して使用することは認めない。
- (3) 申請には、氏名、住所、生年月日（以下「本人確認情報」という。）が記載された個人番号カード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、国民健康保険若しくは健康保険等の医療保険の被保険者証、市町村等の公的機関から発行さ

れ、若しくは、発給された書類その他これに類する書類であつて、本人確認情報が記載された特定の個人と同一の者であることを確認することができるもの（以下「本人確認書類」という。）、又は、その他知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもののいずれかの写しを添付しなければならない。

- (4) 第3の2の(3)に加え、対象者が申請日において、大阪府内の市町村に居所を有することに準じる者の場合は、次に掲げる書類のいずれかの写しを添付しなければならない。

- ・住民票（世帯主、続柄記載のもの、かつ大阪府内に居所を有している親等との関係がわかるもの）、戸籍謄本等又は親子関係等が確認できる証明書

- (5) 大阪府子ども（子育て世帯）に対する食費支援事業第1弾、第2弾及び第3弾において給付決定した者であつて、第2の1に該当する者が本人確認情報に変更がないと認められる場合は、本事業の申請において本人確認書類の添付があったものとみなすことができる。

3 申請手続者が施設長等の場合の申請手続き

- (1) 施設長等は知事が指定するメールアドレスにメールに必要書類を添付することにより申請するものとする。

- (2) 施設長等が申請手続きを行う場合は、対象者の同意を得た上で、申請時において、施設に入所している対象者の氏名、生年月日を、入所（委託）措置通知書等をもって確認の上、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- ・施設用給付申請書（様式第2号）
- ・対象者一覧表

- (3) (2)において、施設の法人代表者は当該施設の長である証明をしなければならない。なお、小規模住居型児童養育事業養育者はこの証明に代わって大阪府小規模住居型児童養育事業養育者証明書の写しを添付しなければならない。

- (4) 里親が申請手続きを行う場合は、次に掲げる書類のいずれかの写しを添付しなければならない。

- ・はぐくみホーム（養育里親）証明書、養子縁組里親証明書、大阪府専門里親証明書等又は里親であることが確認できる証明書

4 申請期間

申請期間は令和7年9月16日から令和7年12月16日までとする。

但し、郵送による申請の場合は、当該期間内の通信日付印が押印されているものは有効とする。

第4 給付の決定等

1 給付の決定

知事は、第3の規定による申請があり、給付の対象であると認めたときは、給付の決定をするものとする。この場合においては、給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）に対し、給付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 不給付の決定

知事は、第3の規定による申請があり、給付の対象ではないと認めた場合は、不給付の決定をするものとする。この場合においては、不給付の決定を受けた者（以下「不給付決定者」という。）に対し、不給付の理由を付して不給付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 申請システムの利用

申請システムによる申請の場合、前2項の規定による通知は、申請システムを利用して行うものとする。

4 知事は、申請に係る書類等に形式上の不備があると認めるときは、当該申請をした対象者等に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、当該相当の期間内に対象者等が補正を行わなかったときは、知事は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

第5 決定の取消し等

1 決定の取消し

知事は、給付決定者が、第2の1の要件に該当していなかったこと又は第2の2の要件に該当していたことが判明したときは、給付の決定を取り消すことができる。給付の決定を取り消した場合は、当該給付決定者に対し、給付取消決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 不給付決定の取消

知事は、不給付決定者が、第2の1の要件に該当していたこと又は第2の2の要件に該当していなかったことが判明したときは、不給付の決定を取り消すことができる。不給付の決定を取り消した場合は、当該不給付決定者に対し、給付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 申請システムの利用

申請システムによる申請の場合、前2項の規定による通知は、申請システムを利用して行うものとする。

第6 給付物品等

1 給付物品

お米クーポン（指定する店舗にて米に交換できる券）又はその他の食料品とする。

2 給付の限度

給付物品は、対象者1人につき、1回限り給付する。

3 給付の方法等

給付物品は、給付決定者が、知事が指定するインターネット上の給付物品受取サイト（以下「給付物品受取サイト」という。）を使用して、お米クーポン又はその他の

食料品の給付のいずれかを申込することにより給付する。

なお、給付物品受取サイトが使用できる環境にない場合は、給付物品受取サイトに代わるカタログ（以下「カタログ」という。）により給付する。

4 お米クーポンの形式及び使用方法等

- (1) お米クーポンは、知事が指定したデジタルお米クーポンとする。

但し、給付決定者がデジタルお米クーポンを使用できる環境にない場合は、知事が指定した紙媒体のお米クーポンとすることができる。

- (2) お米クーポンは、本事業の運営を受託する事業者が登録する大阪府内の米小売店舗において、使用することができる。

- (3) お米クーポンを使用できる対象は、白米、玄米、発芽米等の米（米の調理品、雑穀米は除く）（以下「白米等」という。）及びその送料に限る。

- (4) お米クーポンは、その残金に相当する額の範囲内で使用することができる。

なお、白米等の価格より残金に相当する額が不足する場合、不足する額を現金等により充当する場合は、使用することができる。

- (5) 給付物品の申込日に関わらず、お米クーポンの使用期限は、令和8年2月14日とする。

5 給付物品の送付先

給付物品受取サイトを使用して申込したその他食料品、カタログ及び紙媒体のお米クーポンは、原則申請時に記載されている対象者の住所（対象者の住所が大阪府外の場合は大阪府内の実家等）宛てに送付する。但し、児童福祉施設等に措置等がなされている場合は、当該施設宛てに送付する。

6 給付物品の申込期限

給付物品の申込期限は令和8年2月14日とする。

なお、給付決定者が期日までに給付物品受取サイトにて給付物品の申込をしなかった場合については、申請を辞退したものとみなす。

7 交換の不可

一度申込した給付物品は、他の給付物品に交換することができない。

8 紛争の解決等

- (1) 給付物品の盗難・紛失・滅失に対して、知事は一切責任を負わない。

- (2) お米クーポンが使用できる店舗又は給付物品受取サイトを運営する事業者と給付決定者の間での苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものし、知事は一切責任を負わない。

第7 損害賠償等

何人も次に掲げる事由に該当する場合、知事は給付の決定を無効とする。また、本事業に何らかの損害を与えたと認められる場合、知事はその損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第3の申請手続きにおいて詐欺等の明白な虚偽が判明したとき
- (2) 第6の3の申込において不正な手法を用いたとき
- (3) 給付物品を他人に交換・売却し、利益を得たとき
- (4) 給付物品を担保に供し、又は質入れを行ったとき
- (5) 故意に複数の申請を行う等重大な不正行為をしたと知事が認めたとき

第8 調査等

本事業において知事が必要と認める場合は調査をすることができる。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月10日から施行する。

別表1

児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業にかかる施設
同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業
同法第41条に規定する児童養護施設
同法第42条に規定する障害児入所施設
同法第43条の2に規定する児童心理治療施設
同法第44条に規定する児童自立支援施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設

別表2

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親及び同条第2号に規定する養子縁組里親
--